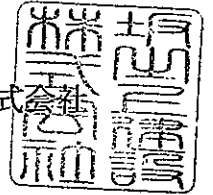


## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

令和5年3月1日

坂之上建設株式会社



### 1. 計画期間

・期間：令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間

### 2. 当社の課題

・課題：現場部門の採用者で女性の割合が低い。

### 3. 目標

・目標：採用した現場労働者に占める女性の人数を1人以上とする。

### 4. 取組内容と実施期間

・取組：求職者に対する積極的な広報を行う。  
(女性が活躍できる職場であることについて広報する)

#### ・実施期間：

令和5年4月～ 会社ホームページで応募者を募る。  
社員の意識改革及び行動改革を促す。